

平成26年度短期外国出張者報告書簡

氏名	所属庁・官職	出張先
今 泉 裕 登	東京地方裁判所判事	米国
後 藤 有 己	大阪高等裁判所判事	

提出書面
平成27年4月27日付け報告書簡

キーワード欄

- ・米国控訴裁判所の実情
- ・アトランタ州控訴裁判所への訪問、同裁判所裁判官へのインタビュー
- ・第1巡回区連邦控訴裁判所（アトランタ）への訪問、同裁判所裁判官へのインタビュー
- ・ニュージャージー州上位裁判所控訴部門への訪問、同部門裁判官へのインタビュー
- ・第2巡回区連邦控訴裁判所（ニューヨーク）への訪問、同裁判所裁判官へのインタビュー

平成27年4月27日

最高裁判所事務総局秘書課長 殿

東京地方裁判所判事（出張當時）今 泉 裕 登

大阪高等裁判所判事（出張當時）後 藤 有 己

私どもは、平成26年11月3日から同月16日までの間、米国（アトランタ、トレントン及びニューヨーク）に裁判員関連調査のため出張しました。その概要は次のとおりです。

第一 調査事項等

当出張における調査事項は、「米国における陪審裁判に対する控訴審の審査の在り方について」である。米国の控訴裁判所を訪問して控訴事件の口頭弁論を傍聴し、控訴審裁判官にインタビューするなどして、米国控訴審の実情を調査し、今後の裁判員裁判の運用等に活かそうとするものである。

訪問先については、州控訴裁判所と連邦控訴裁判所との両方があるジョージア州アトランタ、1審裁判所に控訴部門があるニュージャージー州トレントン、都市部の連邦控訴裁判所があるニューヨーク州ニューヨークとし、それぞれ、在外研究員の奥田達生大津地家裁判事補（アトランタ）、大阪地裁判事補西澤瑞人（トレントン）、千葉地裁判事補島村陽子（ニューヨーク）に、先方とのアポイントメントとインタビュー等のアテンドをお願いした。

第二 アトランタ（11月3日から同月9日まで）

1 ジョージア州控訴裁判所

（1）訪問と傍聴

ジョージア州控訴裁判所に、11月4日から6日の3日間にわたり訪問し、4日午前、5日午後と6日午前、口頭弁論を傍聴した。同裁判所は、ジョージア州全てを管轄する中間上訴裁判所であり、ジョージア州の州都アトランタにあり、その法廷は、ジョージア州最高裁判所と同じ建物にある。裁判官は全部で12名である。

傍聴した口頭弁論は、毎日2件ずつ合計6件である。事前に、在外研究員奥田達生判事補を通じて便宜を図ってもらい、控訴趣意書や答弁書を受領し、一通り目を通したが、残念ながら、刑事関係の事件はなかった。3日とも3名の裁判官による裁判であるが、それぞれ別の裁判体が担当し、どの事件も弁論時間はほぼ15分ずつと決められていた。1日目の裁判体は、Anne Elizabeth Barnes(Presiding Judge), Michael P. Boggs, Elizabeth L. Branch, 2日目の裁判体は、Gary B. Andrews (Presiding Judge), Christopher J. McFadden, William M. Ray, 3日目の裁判体は、Sarah L. Doyle(Presiding Judge), M. Yvette Miller, Stephen Louis A. Dillard である。口頭弁論は、①控訴人、②被控訴人、③控訴人（選択的）の順に、弁護士が口頭で内容を説明していくが、ほぼ例外なく裁判官からの質問攻めにあい、その返答で時間が経過していく。その中で、印象に残ったのは、初日に傍聴した裁判長が口頭弁論の最初に事案の概要を説明していたことと、矢継ぎ早に質問をする裁判官と全く質問をしない裁判官がいるということである。なお、初日の裁判体の裁判官には、口頭弁論の直後に若干面談することができたが、その際の話によると、その裁判長は、いつも事案の概要を最初に説明するのだそうで、その方が傍聴人にも分かりやすいからだのことである。

(2) 裁判官等へのインタビュー

ア 上記の面談のほか、11月5日午前、M. Yvette Miller 判事に、Clerk/Court

Administrator の Stephen E. Castlen 氏とともに、同月 6 日午後、Christopher J. McFadden 判事に、インタビューを行った。

イ M. Yvette Miller 判事と Stephen E. Castlen 氏へのインタビューの概要は次のとおりである。

裁判官は選挙で選ばれ、ちょうどインタビューの前日がいわゆる中間選挙の日であったが、その選挙とは異なり、党派性はない。

一定の期間は、同じメンバーが裁判体を組んで、民事、刑事の区別なく事件を担当する。通常は 3 人の裁判官の裁判体で判断するが、一人が反対意見の場合には 7 人の裁判官の裁判体で判断することになる。

最高裁判所は独自の管轄を有しており、直接上訴事件として死刑事件等を担当するほか、控訴裁判所の判断については上訴受理制度をとっている。

全体で 1 年に約 3 5 0 0 件の事件を受理し、その 1 2 分の 1 を主任事件として担当している。刑事事件における破棄差戻しは、全体の約 9 パーセント程度である。

破棄理由は法的瑕疵 (Legal Errors) であり、陪審員に対する説明に誤りがある場合などである。陪審への説明は決められたものが用意されており (Pattern Jury Instruction)，そのようなことはあまりないのではないかと聞いたところ、必要な説明（例えば正当防衛）を落としたり、当事者が決められたものではないものを入れるように要求したりするため、そのような事態が生じるとの説明であった。

口頭弁論においては当事者にいつも質問する。どんな質問をするかは裁判官によるが、法的観点に基づく質問のほか、当事者が真に何を求めて控訴しているのかを率直に聞く質問もする。基本的に口頭弁論の時間は各 1 5 分であり、裁判官からの質問とその答えに多くの時間が割かれる。

控訴審の口頭弁論は裁判所の特権（Privilege）であるが、最高裁の口頭弁論は必要的である。口頭弁論は1回のみしか開かれない。ジョージア州全土を管轄しているので、当事者にとってもその方がいいし、裁判所としても訴訟経済に資する。

証拠不十分（Insufficiency of Evidence）との理由が主張されることが多いが、ほとんど認められない。検査官により違法に収集された証拠であるとの理由が主張されることも多い。

控訴審の審査において、陪審裁判か裁判官裁判かで特段異なることはない。前提となる手続が異なるだけである。

なお、面談には、今年ロースクールを卒業し、判事の下でロークラークの仕事をすることとなった中国系アメリカ人女性も立ち会った。

最後に、ジョージア州控訴裁判所の2種類のリーフレット（一つは100周年を記念して2008年に作成された大判のもの、もう一つは毎年更新していると思われる2013年版の小型のもの）をいただいた。

ウ Christopher J. McFadden 判事へのインタビューの概要は次のとおりである。

控訴審の審査は、法律問題に限られており、法的な瑕疵があるか否かを審査するにすぎず、事実面に関して若干の疑問を感じても、法的審査を行うという役割を忘れてはいけない。自分は弁護士を長くやった後に裁判官になったが、鏡を見て「今はもう弁護士ではなく裁判官なのだから事実ではなく、手続を見るんだ。」と自分に言い聞かせている。

証拠不十分との主張はよくなされるが、陪審が有罪判決をしているし、1審の裁量の問題でもあるので、そのような主張が通ることはあまりない。

口頭弁論の重要性の理解については、裁判官によって全く異なる。控訴趣意書を

読んで判断すれば足り、口頭弁論に重きを置かない裁判官もあり、そのような裁判官は口頭弁論で質問をしない。現に、今の裁判体の裁判長もそうである。私自身は、口頭弁論では質問をする。例えば、不明確な主張について助け船を出すような形での質問をすることがある。

陪審裁判と裁判官裁判で、審査に当たって基本的には違いはない。

日本では控訴裁判所が事実誤認を理由に1審判決を破棄ができることを説明すると、我々の制度とは異質な制度であるとの感想を述べていた。ジョージア州では、労働災害補償に関しては1審（裁判官1名のみの裁判）の判断を2審（裁判官3名の合議体）が事実誤認を理由に覆せるが、これは政治的な要因により設立された制度で、かなり特殊なものである。

陪審裁判において裁判官は、公平な裁判（Fair Trial）を常に意識しなくてはならず、そこでの裁判官の役割は「Gate Keeper」である。

日本の裁判員裁判について、裁判官が裁判員に影響力を与えることはないのか気になる。弁護士としてずっと活動してきたが、まだ若い頃、候補者に年長の弁護士がいて、陪審員に選ばれたことがあったが、その後陪審に呼ばれたときには、他の陪審員への影響力が強いとのことで除外された。法律家による非法律家への影響は大きいのではないかと思う。

2 第1巡回区連邦控訴裁判所

（1）訪問

11月6日午後、前記Christopher J. McFadden判事へのインタビュー後、第1巡回区連邦控訴裁判所を訪問した。第1巡回区連邦控訴裁判所は、ジョージア州、フロリダ州、アラバマ州を管轄しており、アトランタのほか、マイアミ、ジャクソンビル、モントゴメリーにも裁判所があるが、訪問したのはアトランタにある

裁判所である。訪問した時点においては、裁判官 11 名、シニア裁判官 7 名が在席している。残念ながら、アトランタ滞在期間中に口頭弁論が開かれる予定がなく、口頭弁論を傍聴する機会は得られなかった。

訪問に際しては、Chief Deputy Clerk の Amy C. Nerenberg 氏が、法廷等を含め裁判所内を案内してくれた。この裁判所の建物は、昔は郵便局であり、それを改修して現在使用していることなどを説明していただき、口頭弁論を開くための二つの法廷を見せていただいた。

（2）裁判官等へのインタビュー

ア 上記訪問に伴い、Julie E. Carnes 判事に、上記の Amy C. Nerenberg 氏とともに、インタビューをすることができた。なお、インタビューに先立ち送った質問事項につき、Amy C. Nerenberg 氏から、分かる範囲で事前の回答をいただいた。

イ 事前回答を含め、インタビューの概要は次のとおりである。

刑事案件、民事事件を問わず、また、様々な連邦機関の決定に対する不服申立事件を取り扱っており、事件ごとにランダムに裁判体が構成される。一度担当となつた事件については、当該裁判体がその事件に関する全ての問題を担当する。

連邦最高裁は、連邦高裁の判断を審査するが、連邦高裁とは違ってどの事件を受理するかの裁量を持っている。

11人の裁判官は、2014年6月末までの1年間で、一人923件の本案を処理した。裁判官が一人当たりの事件数は、連邦高裁の中で最も多い。

本案の破棄率は 6.6 パーセントで、刑事案件の破棄率は 3.6 パーセントである。陪審事件の判断を覆すのは難しい。なお、刑事案件においては、90 パーセントが有罪答弁により処理されていることが前提であることを忘れてはいけない。

平均審理期間は 7.1 か月で、刑事案件では 9.8 か月となっている。

口頭弁論は通常1回のみしか開かれない。また、裁判体の裁判官全員が必要ないと判断すれば、当事者が求めても口頭弁論を開く必要はない。なお、敗訴側が全裁判官による再度のヒアリングを求めた場合、口頭弁論を開くこともできる。口頭弁論では、当事者の持ち時間は各15分とされているが、通常、裁判官の質問でほとんどの時間が使われる。

刑事事件の控訴で典型的に主張されるのは、証拠不十分、証拠採用、証拠排除、判決宣告、検察官の不正行為、陪審選任手続に関する問題、陪審への説示に関する問題といったものである。証拠不十分の主張が通るのは極めて例外的である。判決宣告というのは、量刑ガイドラインに基づいたものになっていないといった主張である。検察官の不正行為というのは、証拠開示の漏れといった主張である。陪審選任手続に関する問題というのは、人種に基づく忌避権の行使といった主張である。

刑事陪審事件においては、大量の記録の扱い、陪審への説示の調査、陪審の判断への服従などといった点が、裁判官裁判と比べて難しく、控訴審においても問題となる点である。

死刑事件については、特別な手続が用意されており、一端、死刑宣告された収容者の事件を担当することになれば、その後は同じ裁判体がその死刑囚に関わる問題を全て担当することになる。

同判事は、検察官を経て、この7月までは、連邦地裁の判事をしていたが、民事事件では陪審裁判ではなく裁判官裁判をすることもあるけれども、刑事事件ではほとんどないとのことであった。

3 ジョージア州最高裁判所

(1) 訪問と傍聴

ア 控訴裁判所ではないが、11月7日の午前、ジョージア州最高裁判所の口頭

弁論2件を傍聴した。同裁判所は7人の裁判官で構成されており、全員で審理判断を行う。この日の口頭弁論は、エモリー(Emory)大ロースクールにおいて行われた特別セッションであり、同裁判所は、毎年、1回、このようにアトランタの建物にある法廷とは別の場所で、特別セッションを行っているそうである。口頭弁論の当事者の持ち時間は通常各20分とされている。口頭弁論を傍聴した2件の事案の概要等は、在外研究員奥田達生判事補を通じて、広報用に作成されたペーパーを受領し、事前に、それに目を通して把握に努めた。なお、口頭弁論に先立ち、会場の傍聴人に向けて、日本から傍聴に来た裁判官として紹介された。

イ 傍聴した口頭弁論は2件のうち1件は、刑事事件であり、合理的監督を怠ったという児童虐待等の罪が被告人に適用されたのは憲法違反である旨の主張がされたものである。

事案は、ウルグアイ人女性で使用人として稼働していた被告人が、目を離していく間に、5歳の孫娘と同い年の少女が家族用のプールでおぼれたことに関して、2つの加重児童虐待の罪と、2つの過失致死の罪で起訴され、陪審裁判によりいずれの事実についても有罪となったというものである。

本件児童虐待の訴因は「合理的な監督をしなかった」ことにより18歳未満の子供に残忍で過度の苦痛を与えたというものであり、本件過失致死の訴因は「合理的な監督をしなかった」こと等により、子供たちの身体的安全を危険にさらしたというものであったところ、弁護人は、問題となっている法律の文言が曖昧で、被告人に違憲的に適用されており、州側は、「適切な監督」が何を意味するのか何ら指針を示しておらず、適正手続や平等保護の原則に違反している、本件のような事案が罪に問われるのであれば、子供の不慮の死は必然的に犯罪者を生み出すことになる、

何が犯罪であり、何が犯罪でないかの境界線を引くのは陪審の役割ではないなどと主張している。

これに対し、検察官は、原審で、弁護人は、本件手続が意見であるとの主張は行っておらず、最高裁でこの点について主張することはできない、本件で問題となっている法律は、いずれも一般人をもってして何が禁止されている又は求められている行為であるかを理解するのに十分な告知が与えられているなどと主張している。

口頭弁論において、裁判官は、弁護人に対し、どのような行為であれば可罰的な児童虐待、過失致死罪が成立すると考えているのか、法律の文言が曖昧というが、どのような文言であれば曖昧でないと言えるのか、その線引き基準は何なのか、といった質問を行った。また、裁判官は、検察官に対して、目を離した時間がどのくらいなら犯罪になるのかと質問し、検察官が10分くらいと答えたため、裁判官にそれぐらい目を離したことは私でもあるなどと言われたり、本件ではプールという危険なものが近くにあったのが特殊であると検察官が反論すると、裁判官から私の家にもプールはある（苦笑）と言われたり、かなり手厳しいやりとりがされていた。そのほか、裁判官は、検察官に対し、原審で訴因が曖昧である旨が主張されていた以上、違憲であるとの明示的主張がなくとも、適正手続違反は憲法問題であることは明らかであるから、既に主張されていたと見るべきではないのかなどといった質問をしていた。

ここでも、口頭弁論で当事者に質問する裁判官は特定の裁判官のみであり、全く質問をしない裁判官もいた。

（2）裁判官との会食

口頭弁論後、次の予定もあったため、最後まではいられなかつたが、エモリ一大

ロースクール生らとともに、ジョージア州最高裁判事との昼食会に参加する機会を得た。

4 その他

(1) 檢察官へのインタビュー

ア 11月4日午後、フルトン郡検察庁の上訴審担当の検察官であるJoshua D. Morrison(Senior Assistant District Attorney)氏にインタビューを行った。同検察庁は、フルトン郡上位裁判所の建物内にある。

イ インタビューの概要は次のとおりである。

ジョージア州控訴裁判所の事件だけでなく、ジョージア州最高裁判所の事件も担当する。これまで41件を担当し、そのうち破棄事件は1件である。その事件は、検察官予定の証人が出頭できない見込みとなったことを理由に裁判官が事件を却下(Dissmiss)したため、検察官が控訴したという事案である。

被告人側からの控訴では証拠不十分を理由とするものが多いが、それが認められるることはほとんどない。

1審裁判官の判断に仮に手続違反があることが明らかな場合であっても、検察官としては、通常、それが有害でない(Harmless)瑕疵であることを主張し、1審判決が維持できることを主張する。

口頭弁論が開かれる際には、控訴趣意書(Brief of Appellant)等の3頁ほどの要約を作り、上司の前で何度もリハーサルを行う。その際には、自分たちの主張の弱いところを重点的に準備するようにしている。

口頭弁論で裁判官から受ける裁判官の質問は、事件によっても裁判官によっても異なるが、法律問題に関する質問と事実に関する質問(例えば違法収集証拠の事案で捜索されたのが自宅内か外かといったもの)とに分けられる。

控訴審の裁判官だけでなく、控訴審における検察官も、公平な裁判を実現する役割があると思っている。

ジョージア州控訴裁判所は事件が多すぎるので、もっと裁判官の数を増やすことが必要だと思う。

検察官の立場からすると、日本のように検察官が陪審の評決にも控訴できるシステムは少し魅力を感じる。

(2) 弁護士へのインタビュー

ア 11月7日の午後、アトランタの弁護士であるParag Y. Shah氏の事務所に訪問し、インタビューを行った。同事務所はアトランタの市街にある。

イ インタビューの概要は次のとおりである。

検察官をしていたときは100件ほど控訴審の経験があるが、弁護士になってからは、ボスと一緒に5～6件の控訴事件を担当した。経験があるのは州の裁判所のみで連邦の経験はない。

控訴審で主張することが多いのは、不適切弁護、証拠不十分、陪審選任手続である。ボスと担当した未成年者誘拐の事件で、控訴審では主張が通らなかつたが、州の最高裁では主張がとおり破棄された経験がある。その結果、法律が改正された。なお、その事件の最高裁と控訴審の判決をプリントアウトしていただいた。

控訴趣意書を作成するために、まず、速記録(Transcript)をよく読み、問題点のリストを書き出し、それを3つ以内に絞り込む。ただ、死刑事件では10～12個もの多くの点が通常主張される。

口頭弁論においては、裁判官からの質問に対して、決して止まってはいけない。口頭弁論で裁判官からの質問にどう答えるかは高度な技術が必要で、専門の弁護士がいて、口頭弁論のみ依頼することもある。

陪審裁判の控訴審に求められている役割は、法律を公平に適用することだと思う。

陪審裁判の事実認定に控訴できないアメリカのシステムはいい制度だと思って

いる。仮に陪審裁判の無罪判決に検察官が控訴できるとすると、それは無罪推定 (Presumption of Innocence) に反すると思う。無罪推定を破ることができるのは陪審のみである。二重の危険 (Double Jeopardy) の問題とは次元が違うのではないかと思う。

陪審裁判と裁判官裁判では、裁判官裁判の方が控訴しやすいように思うが、結局は、焦点の違いのようにも思う。

(3) 1審裁判所の訪問と傍聴

11月4日午後、歴代の在外研究員がお世話になっているアトランタ市内にある1審裁判所のフルトン郡上位裁判所を訪問し、同裁判所の所長 (Chief Judge) である Gail S. Tusan 判事に挨拶し、その後、同裁判所において陪審員の選任手続を傍聴した。選任手続は公開されており、ある女性の陪審員候補者が、他の陪審員候補者や我々のような傍聴人がいる前で、9歳のときにレイプされた旨申し出たのには正直驚いた。

第三 トレントン (11月10日から同月12日まで)

1 ニュージャージー州上位裁判所控訴部門

(1) 訪問と傍聴

ア 11月12日午前、ニュージャージー州の州都トレントンにある同州上位裁判所の控訴部門を訪問し、5件の口頭弁論を傍聴した。同控訴部門は、第1審裁判所である上位裁判所内にあり、独立した控訴裁判所という名称の裁判所はニュージャージー州にはないが、組織上はかなり独立した存在のようである。控訴部門は、トレントンのほか、モリスタウン、ニューブランズウィック、ニューアーク等で口頭弁論を行い、裁判官は全部で32名いる。傍聴した口頭弁論5件のうち刑事事件2件について、在外研究員の西澤瑞人判事補が記録を読んだ上、我々のためにメモを作ってくれたので、そのメモに目を通した上で傍聴にのぞんだ。口頭弁論の順序

は、①控訴人、②被控訴人、③控訴人（行われないこともあった）である。この日の裁判体の構成は、Clarkson S. Fisher(Presiding Judge), William E. Nugent, Thomas V. Manahanであった。

イ 傍聴した口頭弁論5件のうち、2件が刑事事件であった。

1件は、裁判官の忌避が問題となっている事件である。

事案は、被告人は、ユダヤ教の宗教施設に対する加重放火罪等20の訴因で起訴されているが、攻撃対象として殺害を示唆した裁判官が属する裁判所で審理されるべきでないとして、同裁判所全員の忌避を求め、それを棄却した原決定に対して、上訴されたというものである。

弁護人は、同僚の裁判官に対する攻撃の予告があれば、先入観や偏見を抱くことは免れない、攻撃対象となった裁判官が証人となる可能性があるなどと主張している。

検察官は、攻撃対象となった裁判官に対する犯罪行為について起訴されたものではない、同裁判官が証人として出頭する可能性もないなどと主張している。

口頭弁論では、バイアスや裁判官の公正さについて応酬がされたが、なかなか内容に付いていくことは困難であった。

後日、この事件の決定が出たとのことで、決定書を送付いただいた。

もう1件は、違法収集証拠排除の主張に関してプレインビューの法理の適用が問題となっている事案である。

事案は、被告人が違法薬物や拳銃等を所持したという4つの訴因で起訴されたもので、1審で、別件の逮捕状により被告人宅に立ち入った警察官が逮捕時に発見し押収した拳銃や薬物の排除を申し立てたが、棄却されたため、その当否が争われて

いる事案であり、主として薬物の押収がプレインビューの法理に基づき合理的な理由があるといえるかが問題となっている。

弁護人は、そもそも警察官が被告人宅に立ち入ったことを問題視し、逮捕に基づく薬物及び拳銃の押収が違法であると主張しているほか、警察官が薬物と判断したことに対する具体的な根拠がなく、プレインビューの法理に照らしても、薬物の押収は正当化されないと主張している。

検察官は、警察官の被告人宅への立ち入りは正当であり、逮捕に基づく押収も適法であり、薬物は処方指示のないビンや容器に入った薬物のみ押収しており、合理性があるなどと主張している。

口頭弁論においては、2名の裁判官により行われ、被告人が家にいることがなぜ分かったのか、押収された薬物がどんなビンに入っていたかなどが議論されたようである。

(2) 裁判官へのインタビュー

ア 11月12日午前、前記口頭弁論の傍聴の前後において、上記3名の裁判官にインタビューを行った。なお、インタビューに先立ち送った質問事項につき、Supervising Attorney の Marie C. Hanley 氏から、分かる範囲で事前の回答をいただいた。

イ 事前回答を含め、インタビューの概要は次のとおりである。

裁判官は、4人ずつの8つのパートに分かれており、各パートには1人ずつ裁判長がいる。その中の2人又は3人で裁判体を組み、事件を処理する。1つのパートの中の裁判官は、一般的には、同じ場所にはいない。控訴部門の裁判は、時々ラトガーズ (Rutgers) ロースクールでも行う。

上位裁判所の裁判官と最高裁判所の裁判官は、州知事が候補者を選び、議会でそれが承認されることにより選ばれるが、控訴部門は上位裁判所の一部門であり、最高裁長官が上位裁判所の裁判官の中から控訴部門の裁判官を決める。

控訴部門の裁判官は、裁判長以外、毎年、裁判体のメンバーが変わる。

控訴部門の裁判官は、刑事事件だけでなく、民事事件、家事事件、税金事件、衡平事件を担当する。

最高裁への上訴が権利としてできるのは、限られた事件のみであって、多くの人にとて、控訴部門が最終審となる。

2013年9月から2014年8月まで、8つのパートはそれぞれ約400件の事件を処理し、そのうち刑事事件は約140件である。全部で6071件が訴訟一覧表に載ったが、3227件が期日指定に至った。多くの事件は取り下げや却下となる。ただ、この統計数値は、判決宣告口頭弁論(SOA)の控訴は含まれていない。この控訴は、判決宣告手続すなわち量刑のみが問題となっている事件であり、控訴趣意書の提出はなく、口頭弁論もまとめて行われる。前回の期間では、650件が処理され、153件が取り下げられた。大半が維持される。

刑事事件の破棄率は15パーセントであった。中間上訴の認容率は31パーセントであった。刑事事件は民事事件に比べてその数は3倍である。それは、州（検察官）が証拠排除決定に上訴して認容されるケースが多いからである。証拠排除は州の立場を弱くすることになるため、州は証拠排除決定に対して頻繁に中間上訴を申し立てる。

刑事事件の控訴では、口頭弁論期日から判決まで、平均1月と10日間であった。

破棄理由で多いのは、陪審への説示の誤りである。ホームページでもみることが

できるパターン説示が用意されているが、パターン説示をしない場合や複数の事件、複数の被告人の事件の場合などで、陪審への説示に問題が生じることがある。裁判官の陪審への説示は非常に重要なものであり、裁判官は陪審への説示について責任を負っている。もちろん、陪審の評決は証拠に基づいたものでなければならず、裁判官は、明らかに重要な証拠に反しているときには法に反しているとして介入し、陪審の評決を受け入れないことができ、その点での破棄もあり得るが、実際にはほとんどのない。

口頭弁論では、全ての事件で質問する。質問の内容は、裁判官、事件、争点により異なるが、公平に質問する。口頭弁論は、当事者が権利を放棄しなければ、全件開かれるが、1回のみである。口頭弁論の30日前に控訴趣意書を提出される。

およそ30日後に判断がなされるが、難しい問題が多数ある事件などでは、時に5か月から5か月半かかることがある。

刑事案件で、陪審裁判を受ける権利を放棄して、裁判官裁判が行われるのは極めて稀である。

ニュージャージー州では死刑が廃止されており、死刑についての特別な手続はない。

先例となる新判断を行う事件では、3人の裁判官の裁判体で担当し、そうでない通常の事件では2人の裁判官の裁判体で担当する。本日の忌避が問題となった事件はあまりない事件でもあり3人の裁判体で審理判断することになった。

1審裁判所内に控訴部門があるのは何度かの法律改正に基づき出来上がってきたものである。

どのような点が控訴審で争えるのかは、ホームページで控訴審査の標準「NJ

Standards for Appellate Review」によりみることができる。そこにはどのような誤りが「Plain Error」とされるかなども記載されている。

2 その他

(1) 1審裁判所の訪問と傍聴

11月10日午前、午後、ニュージャージー州ニューブランズウィックにある1審裁判所のミドルセックス郡上位裁判所刑事部門を訪問し、判決宣告手続や申立てに伴うヒアリング等を傍聴した。事前に資料を検討する機会はなく、当日傍聴したのみである。

傍聴したヒアリングの事件は、3か所で携帯電話機を強盗した2人組の事件で、1月に陪審裁判が予定されており、検察官請求の通信履歴や地図を使用することの可否が問題とされたものである。携帯電話会社の技師が証言するなどし、検察官の主張が通り、弁護人らの申立ては退けられた。

(2) 1審裁判官へのインタビュー

ア 11月10日午前、午後、前記ヒアリングの前後に、担当裁判官のBarry A. Weisberg 判事にインタビューを行った。

そのインタビューの要旨は次のとおりである。

ニュージャージー州の上位裁判所には民事部門、家事部門、控訴部門と並び、刑事部門があり、最高裁判所長官により約3年の周期で配置が決められる。

ニュージャージー州では、重罪と軽罪という区別ではなく、近時の法改正により、第1級から第4級の犯罪に分けられることになった。第1級、第2級の犯罪は基本的に実刑になり、第3級、第4級の犯罪は基本的に実刑にはならない。

陪審裁判における裁判官の役割は、傍聴したヒアリングからわかるように、「Gate Keeper」である。

イ また、同日午後、Presiding JudgeのBradley J. Ferencz 判事にも面談し、「PCR」

といふいわゆる再審事件が業務の大きな負担となつてゐるとの話を聞いた。

なお、同裁判所刑事部門のManagerであるVicki Dzingleski DiCaro 氏から、ニュージャージー州の刑事裁判の概略が記載された冊子をいただいた。

(3) 檢察官へのインタビュー

ア 11月12日午後、トレントンの上位裁判所と同じ建物にあるニュージャージー州検察庁を訪問し、Director の Elie Honig 氏と上訴部門担当者の Michael Williams 氏にインタビューを行つた。

イ インタビューの概要は次のとおりである。

同検察庁は6つの部門に分かれており、その1つに上訴部門がある。郡の検察庁にも控訴部門があるが、その全体をバックアップするとともに、控訴審の事件と最高裁の事件を直接担当もしている。1年に200件から300件の事件がある。担当者の Michael Williams 氏は、これまで控訴裁判所の事件32件と最高裁判所の事件7件を担当した経験がある。

控訴裁判所の破棄率は平均10パーセントを下回るが、検察官控訴事件はもっと高い。破棄理由の主なものは陪審への説示と証拠の許容に関するものである。

よく主張される控訴理由は、捜査機関の捜索差押えに関するもの、陪審への説示に関するもの、証拠の許容に関するものがある。また、判決宣告手続に関する主張もある。検察官控訴は、裁判前 (Pretrial) のものが多く、自白を排除された場合などがあり、裁判官が有罪評決を受け入れなかつた場合などもある。検察官としては、基本的に、前記の控訴審査の標準に従つて控訴の要否を決めている。勝つか負けるかではなく、控訴したらどう見えるかを考え、控訴するかどうかを判断している。

口頭弁論に際しては、入念な準備を行い、実際にリハーサルや質疑応答を行う。

控訴審の裁判官は、事実に基づく質問をする。その事件の判断がどの程度の他の事件に影響があるかを確認するためである。

控訴審の裁判官に要求されているのは公平さであって、検察官としても誤りがあれば指摘し、それが有害でない（Harmless）ことを主張する。

Elie Honig 氏の8年ほど連邦で仕事をしていた経験から個人的意見では、州の控訴審は、連邦の控訴審に比べ、控訴審の役割を乗り越えようとしがちのように感じている。

検察官としては、1審の陪審裁判が始めるまでが勝負である。

なお、Elie Honig 氏から、2013年の年次報告書をいただいた。

第四 ニューヨーク（11月13日から同月14日まで）

1 第2巡回区連邦控訴裁判所

（1）訪問と傍聴

ア 11月13日午前、14日午前、ニューヨーク州ニューヨークにある第2巡回区連邦控訴裁判所を訪問し、口頭弁論を傍聴した。同裁判所は、ニューヨーク州、コネティカット州、バーモント州を管轄し、裁判官は13名、シニア裁判官9名が在席している。2日間で12件の口頭弁論を傍聴したが、ほとんどの事件で、口頭弁論の時間は各10分とされていた。事前に資料等を検討する機会はなかったものの、うち1件の刑事事件について、在外研究員の島村陽子判事補が関係する新聞記事を見つけてくれたため、それに目を通した上、傍聴した。1日目も2日目も裁判体は、Rosemary S. Pooler, Barrington D. Parker, Richard C. Wesley である。口頭弁論の順番は、①控訴人、②被控訴人、③控訴人（行われないこともあった）である。なお、裁判官2名の合議体によるものが1件あった。裁判官全員が当事者に質問をし、事件によってはなぜここに来たのかと言わんばかりのかなり厳しい質

間が投げ掛けたりもした。

イ 12件の口頭弁論のうち、3件が刑事事件であった。

1件は、G P Sを取り付けたことの違法性が争われたものである。

もう1件は、女性被告人2名が、女性を対象としたネズミ講により詐欺罪で陪審裁判により有罪評決を受け、長期の刑を言い渡された事件である。弁護人は、検察官が女性の陪審員候補者を連続して忌避したことが性別のみを理由としたものである上、共犯者とされた女性たち（ねずみ講参加者）が得た利益も、被告人らの刑の算定の基礎にされているが、その女性たちは被害者であって共犯者ではなく、彼女らが得た利益を被告人の刑の算定の基礎にするのは不適法であると主張している。これに対し、検察官は、検察官は、忌避には合理的な理由があり（刑に服した経験があるなど）、その理由を既に十分に説明した上、刑の算定の基礎に違法はないなどと主張している。

もう1件は、保護観察の遵守事項違反を争うものであった。

（2）裁判官等へのインタビュー

ア 11月13日午前、口頭弁論傍聴後、上記3名の裁判官のうち、Barrington D. Parker 判事（シニア）にインタビューを行った。

イ インタビューの概要は次のとおりである。

口頭弁論が開かれるまで、合議体の他の裁判官と事件について話すことはない。

口頭弁論の準備のために1、2週間を費やす。ロークラークが記録を検討して報告し、裁判官はそれを前提に検討する。

口頭弁論後、3人の裁判官が事件について合議し、誰が判決を書くかを決める。ちなみに、今日の口頭弁論のうち、4件についてはすぐに結論が出たが、2件については明日もう一度話し合うことになった。後日、1人の裁判官が書いた判決を回

し読みして最終稿となる。

第2巡回区連邦控訴裁判所では、当事者が希望するすべての事件について口頭弁論期日を開くことにしている。連邦控訴裁判所でも、巡回区によっては、そうでない裁判所もある。

今日の刑事事件について、理由なき忌避が問題とされている事件があったが、陪審員の選任手続では、理由なき忌避が認められているものの、人種や性別のみを理由とした忌避は許されず、人種や性別のみを理由とした忌避であるとかがわれる場合には、忌避権行使した者が合理的な理由を説明すべきとされる。弁護人によれば、検察官は、4人の女性陪審員候補を連續して忌避したのだから、その行動から、性別のみを理由とした意図は明白であると主張しており、裁判所としては、この検察官の忌避が性別のみを理由にされたものかどうかを判断することになる。

米国では刑務所に入っている人員が多い。世界の5%の人口だが、世界の犯罪者の25%を抱えており、この数はロシア、中国、ブラジルの犯罪者よりも多い。

陪審裁判と裁判官裁判で、控訴審での破棄率は、余り変わらないようだ。

裁判の結果は、結局のところ、誰が本当のことを言っているか（証人の信用性）という点に尽きる。控訴審の裁判官は、実際に法廷で証言を聞くことはない。したがって、陪審裁判でも裁判官裁判でも、証言の信用性判断が明らかにおかしい場合は別にして、基本的には実際に証言を聞いた人たちの判断を信用することになる。控訴審の裁判官は、法的判断の誤り（error of law）を正すことが役目である。

陪審裁判における1審裁判官の役割は、陪審員に対して法律を正しく適用するよう求められる「Gate keeper」といえる。

ウ また、判事へのインタビュー後、Clerk of CourtのCatherine O. Wolfe 氏に

もインタビューを行った。

エ インタビューの概要は次のとおりである。

控訴審の出す決定 (Decision) には, Opinion と Summary Order の 2 種類がある。

Opinion は, 新しい問題についての決定や原審の誤りを正すものであり, 先例 (precedential decision) となる。これに対し, Summary Order は, 5 頁程度の簡単な決定で, 原審の判断を支持する場合のほとんどはこれになる。

1 年間に行われる約 1 0 0 0 件の口頭弁論のうち, 8 0 0 から 8 2 0 件が Summary Order, 1 0 0 から 1 8 0 件が Opinion となる。

控訴審に管轄のない事件についても, 裁判の執行を遅らせる等の目的で控訴を提起してくる当事者がいる。控訴裁判所は, 細心の注意をもってそれを受け付けないようにしている。

合議体については, 每年 1 回, 長官が, 事件の件数や裁判官の希望に従い, 次年度の法廷の予定を決める。多くの裁判官は、最初の 6 か月に審理を行い, 残りの 6 か月は判決を書くことなどに専念することを希望する。そのため, 特定の裁判官 3 名が複数回同じ合議体になることはない。

1 年に約 5 0 0 0 件の事件が係属し, 約 1 3 0 0 が取り下げや和解により終局し, 約 3 7 0 0 件について本案の判断がされる。そのうち, 約 1 0 0 0 件では口頭弁論が開かれるが, 残りの約 2 7 0 0 件は開かれない。口頭弁論の開かれない約 2 7 0 0 件のうち, 約 1 0 0 0 件は移民の事件, 約 7 0 0 件は受刑者に関する本人訴訟の事件であり, 通常, 当事者は口頭弁論を希望しない。刑事事件でも約 3 0 0 件は当事者が口頭弁論を希望せず, 口頭弁論は開かれない。

このように口頭弁論が開かれずに終局する事件も多数あるが, 口頭弁論は費用が掛かるため, 希望しない当事者も多いことによる。

控訴審における平均審理期間は、約10.5か月となっている。

2 その他

(1) 1審裁判所の訪問と傍聴

11月13日の午後、ニューヨーク東地区連邦地方裁判所を訪問し、John Gleeson判事担当の判決宣告手続を傍聴した。

判決宣告手続は、既に詐欺事件で有罪答弁をしている被告人が、被害者に被害弁償を行うために続行となっている事件であり、未だ被害弁償をしていないため、裁判官がかなり強く被害弁償を促し、再度続行となった。

11月14日の午後、ニューヨーク南地区連邦地方裁判所を訪問したが、刑事事件ではなく、クラスアクションの民事事件1件を傍聴した。

(2) 1審裁判官へのインタビュー

ア 11月13日の午後、ニューヨーク東地区連邦地方裁判所での判決宣告手続傍聴後、John Gleeson判事にインタビューを行った。

イ インタビューの概要は次のとおりである。

民事事件も刑事事件も担当する。民事事件に比べ刑事事件の数は少なく、刑事事件のほとんど全てが有罪答弁となる。

陪審裁判において補充尋問は基本的にはしない。まれにすることもあるが、それは証言の意味を明確化するための質問である。もちろん、モーションヒアリングでは尋問する。

控訴審で問題となる事柄は、通常同じように1審でも問題となっている。

控訴審で破棄理由となる陪審への説示については、パターン説示が用いられない分野が2つある。1つは、発展途上の法分野で新たな説示を作る必要がある場合、もう1つは、陪審から評議中に特定の事実関係を前提にした質問がある場合である。後者の場合、陪審からのメモを当事者に見せて対応を決めることがある。特定の事実関係

を前提にした説示をする場合には、当事者に争う機会を与えることが必要である。

陪審裁判における裁判官の目標は、陪審に法を理解し、正しく適用してもらうことがある。裁判官が法壇にいるのは、偉いからでも賢いからでもない。裁判官は、公僕なのだから、市民のために、当事者の声に耳を傾け続け、公平であるだけでなく、公平にみえるように、振る舞わなくてはならない。そのため、自分は法廷でローブを着ていない。

なお、判事はニューヨーク大のロースクールで教鞭をとっていらっしゃり、これまでの在外研究員にも非常に良くしていただいていると聞いている。

ウ 11月14日の午後、ニューヨーク南地区連邦地方裁判所に訪問、傍聴後、Jed S. Rakoff 判事（シニア）にインタビューを行った。

控訴審の破棄理由で多いのは、陪審への説明に誤りがある場合である。破棄の約10パーセントほどであろうか。10冊組の「Model Jury Instruction」を2人で編集した。パターン説示が用いられないのは、新しい法律や新しい問題の場合、当事者がわざと誤った説示をさせる場合がある。当事者が1審裁判官にわざと誤った説示をさせるのは、控訴審に、他の破棄理由があるときでも、この理由で破棄してもらうためである。陪審への説示の誤りは直ちに破棄理由（Plain Error）となる。

陪審に当該事項を理解してもらうことが陪審裁判での1審裁判官の役割であり、陪審を困惑させるような言葉を使ってはいけない。簡単な言葉を使い、例を使ったりして、陪審員が困惑して間違った評決をしないようにしなければならない。

これまで刑事事件で陪審裁判ではなく裁判官裁判をしたことはほとんどないが、2度経験があり、1度は、贈収賄事件で、もう1度は同性愛の事件であった。いずれも市民が偏見を持っていることをおそれ、両当事者が陪審裁判の権利を放棄したものと思われる。

なお、同判事は、在外研究員の島村陽子判事補が民事の専門訴訟に関する調査を行うに際し、多大な協力をしていただいていると聞いている。

第五 まとめ（雑感）

1 法域による差異の大きさ

予想していたとはいえば、アメリカの司法制度は、法域、つまり、連邦と州、州ごとに違うことには、改めて驚かされた。控訴審という中間上訴審の存在は、歴史的には最高裁の事務軽減という側面は否定できないと思われるが、アメリカでは、控訴審も最高裁同様、純粹な法律審である点は法域が異なっても共通している（なお、ジョージア州では死刑のような重大事件は控訴審を経ずに最高裁に直接上訴できる）。しかし、例えば、ジョージア州では、独立した裁判所として控訴裁判所があるが、ニュージャージー州では、控訴裁判所ではなく、1審裁判所内に控訴部門があるという形式をとっているにすぎず（ただし組織としては独立している）、州によって、その組織の有り様は、大きく異なる。さらに、連邦控訴審においても、第1巡回区は、裁判体の裁判官全員が必要ないと判断すれば口頭弁論は開かれないが、第2巡回区では、当事者が求めれば全件口頭弁論が開かれることになっており、連邦控訴審の中でも、手続自体が相當に異なっている。

2 口頭弁論の活発さ

傍聴したどの控訴裁判所もそうであるが、口頭弁論において、口頭主義が徹底されており、当事者が控訴趣意書や答弁書を朗読することは全くなく、メモ程度のものしか見ずに、裁判官を説得しようとする。そして多くの裁判官は、決められた時間のほとんどを使って、当事者を質問攻めにする。裁判官のうちには、口頭弁論に積極的意義を見出さない人もおり、そのような人は口頭弁論で質問をしたりしないが、多くの裁判官は、積極的に質問をして、当事者の主張の内容を正確に理解しようとし、その主張が他の事件にどのような影響を及ぼすかを吟味している。そのため、当事者にとって口頭弁論は準備に相当な時間と労力を掛ける負担の重いもので

ある。そのため、専門弁護士がおり、多額の弁護士費用が掛かる。

現在の我が国の控訴審の口頭弁論とは大きく異なり、口頭主義とは何か、改めて考えさせられる。

3 陪審裁判の控訴理由や破棄理由

(1) アメリカでは、陪審裁判に対して被告人側だけが控訴できるというのは、その通りであるが、留保が必要なのは、陪審裁判が始まる前に、自白排除法則や違法収集証拠排除法則により検察官請求の証拠が排除された場合等には、陪審裁判が始まる前に検察官は控訴（日本でいえば抗告と理解される）することができ、その場合の破棄率は高い。

(2) 控訴理由として主張されるものとして、選任手続の違法、証拠能力の欠如、証拠不十分、陪審員への説示の違法、弁護不十分、量刑などがあるが、陪審員が有罪評決に至っているのに、証拠が不十分であるとの主張が通ることはほとんどない。破棄率は、どの法域も全体として10%程度のようであるが、破棄理由で多いのは、陪審員への説示における誤りのようである。陪審員への説示は、どの法域においても、パターン化された定型的な説示が用意されているが、新たな法律や問題が問題となっているとき、縮小認定の場合の処理方法や当該事案に沿った阻却事由の説示を誤って欠くとき、当事者の要望によりパターン説示を変えるとき、陪審員からパターン説示を超えて当該事案に沿った具体的な説明を求められたときなどに、陪審員への説示が問題視されるようである。そして、陪審への説示の誤りは、直ちに破棄理由になるようである。正確な法律知識に基づいた市民への正しい説明がなされて、初めて市民は充実した評議ができ、合理的な判断に至ることができるという意味において、裁判員裁判の評議等における裁判官の説明の重要性を改めて思い起こ

させる。我が国においては、陪審への説示が公判廷で行われるアメリカと異なり、裁判員への説明が非公開の評議の中で行われるから、裁判員への説示の誤りが直ちに控訴審において問題とされる可能性は多くないと思われる。しかし、裁判員と裁判官が協働して、充実した評議を行うために、裁判員に対し、法令解釈に関する適切な説明がなされる必要があることは当然である上、例えば、難解な法律概念に関する説明は、公判前整理手続において、法曹三者の共通認識としておく必要があるとの指摘もあり、裁判員に行う予定の説明内容が公判前整理手続調書等で記録化されることもあり得るところである。アメリカのように、各論点について定型的な説示を準備するかはともかく、裁判員に対する説明事項については、各裁判体において、各事案に応じて事前に十分検討しておく必要があり、場合によっては法曹三者で共通認識としておく必要があろう。

4 控訴審裁判官と第1審裁判官の役割

(1) 控訴審の裁判官は、アメリカにおいては、法的問題のみを審査し、事実問題は審査しない（ただし、捜査過程の違法が争われた場合には事実を確定する必要が生じる）。陪審裁判の結論に仮に違和感を持っても、陪審員の出した結論には口出ししない。自覚的か無自覚的かはともかく、その役割に徹する。だが、当事者の目からみると、時々、それを乗り越えようとしているように感じことがあるようである。また、控訴審では、専ら手続違反が問題となるため、第1審の手続に違反があるとしても、その違反が有害かどうかが結論を左右する重要な論点となる。日本でいう「判決に影響を及ぼすことが明らか」という要件に当たる考慮である。この点で、陪審と非陪審との違いが気になるところであるが、事実を争う事件では、当事者双方が陪審裁判を受ける権利を放棄し、裁判官裁判を選ぶことはほとんどない

というのが実情のようである。その意味で比較は難しい。陪審裁判では、裁判官裁判には多くの手続が必要となることから、手続上問題となる点が多くなるといった程度の認識が多い。ただ、裁判官裁判では、事実を含めて裁判官が判決を書くことになるから、審査対象が増えるとの感想もあった。

(2) 陪審裁判における裁判官の役割は、ほとんどの裁判官が、「Gate Keeper」という言葉を口にする。陪審に、どのような証拠を見せるか、という点をとらえて、何を証拠として陪審員の目に触れさせるかを決める門番という意味なのであろう。ただ、証拠の面だけではなく、陪審員が充実した評議を行い、合理的な結論に至るために、裁判官が正しい法的な説明をし、陪審員に正しく法を理解してもらうことも、その意味するところではないかとも感じられた。

以上